

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

| 1 助成対象事業 | 2 助成対象者 | 3 助成対象経費 | 4 延べ宿泊者数 | 5 上限額 | 6 備考 |
|-------------------|---|--|-----------|-----------------|--|
| コンベンション スポーツ大会 | 大会、会議、集会、研究会及び企業コンベンション（企業が主催する研修、インセンティブ、スポーツ大会等の社内諸行事を行うもの） | コンベンションの主催者で次に掲げるいずれの条件も満たすもの (1) 次のいずれにも該当しないものであること。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体 (2) 当該事業実施にあたり、次のいずれからも他の補助金（公益財団法人とっとりコンベンションビューロー感染予防支援助成金を除く。）を受けないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体 | 25人～49人 | 75,000円 | 財団法人とっとりコンベンションビューローが交付するコンベンション開催助成金の交付を受ける場合を除く。 |
| | | | 50人～99人 | 100,000円 | |
| | | | 50人～99人 | 50,000円 | |
| | | | 100人～199人 | 75,000円 | |
| 修学旅行 | 学校教育法に定める学校、専修学校により市内において実施されるもの | 修学旅行を斡旋した旅行者 引率者宿泊費 | 50人以上 | 一律 50,000円 | |
| | | | | 1人当たり 5,000円 | |

| | | | | | | |
|--------|--|-------------|---|---------|--------------------------------|--|
| 合宿 | <p>学校教育法に定める学校等の学生、スポーツ・文化等の協会に所属する団体、又は企業で組織するクラブ等が市内において実施する合宿であって、次のいずれかに該当するものをいう（第3条ただし書にいうコンベンション開催助成金交付要綱による助成金の交付を受ける事業を含む。）。</p> <p>(1) 申請者の団体が単独で実施するもの</p> <p>(2) 複数の団体による交流試合を伴うもの（合宿に参加するいずれの団体とも異なる者が主催するものを除く。）</p> | 合宿の主催者 | 合宿を実施するために必要と市長が認める経費（他の補助金等の交付対象経費及び団体の運営に係る経常的な経費、団体の構成員に対する個人給付的な経費（旅費を除く。）、食糧費、備品購入費等、交付対象として適当でないものを除く。） | 25人～99人 | 1人当たり 1,500円 | |
| | | | | 100人以上 | 一律 100,000円 | |
| バス運行支援 | 市外開催コンベンションの場合に市内の宿泊施設に宿泊するもの | コンベンションの参加者 | バス借上料 | 25人以上 | 中型バス以下30,000円 大型バス以上50,000円 | |